

議会『村議会に』紀行『聞こう』

村民の皆さまからよく聞かれる疑問に答えてみました。

村議会 & 村会議員のしごと

二元代表制とは？

一般質問で二元代表制って
議員が言わしたばってん何な？

地方自治体では、執行機関の長の首長と、議事機関の議会議員を、それぞれ住民が直接選挙で選び、首長、議会がそれぞれ住民に対して直接責任を負うという制度をとっています。これを二元代表制と言います。

国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う、という「議院内閣制」とは対照的な概念です。

憲法第93条では、地方公共団体には、議事機関として議会を設置することと、地方自治体の首長と地方議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制をとるように定めています。

二元代表制の特徴は、執行機関と議会の相互のけん制・抑制と均衡によって首長と議会が緊張関係を保ち続けることができ、行政の基本方針、施策等を議会は十分審議し、政策決定を行うことと監視・評価を十分行うことで相互機能を果たしています。

一般質問の質問時間は？

議員によって一般質問の時間が違うごたる。
質問の時間は決まっとらんとな？

村行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことを一般質問といいます。(定例会ごとに行うことを通例としています。)

本村議会では、一般質問は通告制としており、質問項目を3項目以内とし、質問内容を具体的に記載し、通告します。執行機関は、通告されて定例会開会までの間、内容について責任の持てる的確な答弁ができるように万全の準備を整えることとなります。

なお、質問時間については、質問者の発言のみ20分以内となっています。ただし、3項目あればその合算時間が20分以内ということになります。

※一般質問の通告期限は、通常、議会運営委員会の2日前までとなっており、通告があつてから定例会開会までは流動的ではありますが、約2週間ほど期間があります。